【規程番号　行法Ⅲ－001】

行吉学園名誉理事長設置規程

（設　置）

第１条　学校法人行吉学園（以下「学園」という。）に名誉理事長を置くことができる。

（委　嘱）

第２条　理事長は、学園の理事長として学園発展に特に功績顕著であった者に対し、名誉理事長を委嘱する。

（職　務）

第３条　名誉理事長は、学園の運営について、理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

（選　任）

第４条　名誉理事長は、理事会において選任する。ただし、選任に際しては評議員会の意見を聴かなければならない。

（任　期）

第５条　名誉理事長の任期は、特に定めない。

（規程の変更）

第６条　この規程は、理事会の議を経て変更することができる。

附　則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。